

平成27年10月3日

## 個人情報の保護と扱い方

弁護士 浅井 裕 貴

### 1 個人情報とは

#### (1) 法律上の定義

「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（個人情報保護法2条1項）

※日本国民に限らず、外国人も含む。

#### (2) 「生存する個人に関する情報」とは

氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

また、生存する個人には、国籍は関係がなく、日本国民はもちろん、外国人も含まれる。（ガイドライン<sup>1</sup>p 2）

#### (3) 「特定の個人を識別することができるもの」とは

個人が識別可能な情報であれば、一般に他人に知られたくないと感じる情報（資産状況、病歴、犯罪歴など）だけでなく、公になっているかどうかを問わ

---

<sup>1</sup> 個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン(平成26年12月12日厚生労働省・経済産業省告示第4号)

ず、すべて個人情報に該当することになる。(実務対策<sup>2</sup> p 39)

およそ特定の個人が識別できるような情報は、すべて個人情報にあたる。(実務対策 p 40)

#### (4) 個人情報でないものの例

##### ア 法人の情報

ただし、役員や従業員の情報は、もちろん個人情報である。

##### イ 死者の情報

ただし、生存者と紐付けされれば、生存者の個人情報となりうる。

極端な例

「先日死亡したA氏は、存命中、B氏と一緒に、C県D市E町に住んでいた。」→A氏の個人情報ではないが、B氏の個人情報にあたる。

##### ウ 記号や数字等の文字列だけから特定個人の情報であるか否かの区別がつかないメールアドレス情報

例えば、[abc012345@xyzisp.jp](mailto:abc012345@xyzisp.jp)。

ただし、他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別できる場合は、個人情報となる。

例えば、[hirotaka\\_asai@houtera.jp](mailto:hirotaka_asai@houtera.jp) (※架空)

法テラスの浅井裕貴のメールアドレスであることが分かるため。

## 2 個人情報とプライバシーの違い

### (1) プライバシーの一つが個人情報

プライバシーは、「ひとりで放っておいてもらう権利」＋「自分の情報をコントロールする権利」と考えてほしい。自分の情報をコントロールする権利は、個人情報の保護に近い。

しかし、プライバシーは、自分の情報をコントロールする権利だけではない。

---

<sup>2</sup> 渡部喬一「個人情報保護法のしくみと実務対策」